

# 警察署等の再編整備実施状況

令和4年4月  
京都府警察本部

## 1 再編整備の実施状況

### (1) 警察署

実施日	警察署	再編の内容
平成17年 4月1日	東山署	<ul style="list-style-type: none"> <li>松原署を東山署に名称変更した。</li> <li>松原署が管轄していた山科区の地域を山科署の管轄区域とした。</li> <li>→ 東山署の管轄区域を「東山区」とした。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>太秦署を右京署に名称変更した。</li> <li>太秦署が管轄していた北区的地域を上鴨署の管轄区域とした。</li> </ul>
	西京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂署を西京署に名称変更した。</li> <li>向日町署が管轄していた西京区的地域を西京署の管轄区域とした。</li> <li>→ 西京署の管轄区域を「西京区」とした。</li> </ul>
	舞鶴署	<ul style="list-style-type: none"> <li>舞鶴西署を舞鶴署に名称変更した。</li> <li>舞鶴東署を廃止した。</li> <li>→ 舞鶴署の管轄区域を「舞鶴市」とした。</li> </ul>
	京丹後署	<ul style="list-style-type: none"> <li>峰山署を京丹後署に名称変更した。</li> <li>網野署、久美浜署を廃止し、大型交番を設置した。</li> <li>→ 京丹後署の管轄区域を「京丹後市」とした。</li> </ul>
平成18年 4月1日	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>京北署を廃止し、大型交番を設置した。</li> <li>亀岡署が管轄していた右京区的地域を右京署の管轄区域とした。</li> <li>→ 右京署の管轄区域を「右京区」とした。</li> </ul>
	南署	<ul style="list-style-type: none"> <li>九条署を南署に名称変更した。</li> <li>七条署、向日町署が管轄していた南区的地域を南署の、九条署が管轄していた下京区的地域を七条署の、伏見区的地域を伏見署の管轄区域とした。</li> <li>→ 南署の管轄区域を「南区」とした。</li> </ul>
	宇治署	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治署が管轄していた伏見区的地域、八幡市の飛び地の地域を伏見署の、八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。</li> <li>→ 宇治署の管轄区域を「宇治市、久世郡」とした。</li> </ul>
	八幡署	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏見署、宇治署が管轄していた八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。</li> <li>→ 八幡署の管轄区域を「八幡市（伏見署及び田辺署の管轄区域を除く）」とした。</li> </ul>
	南丹署	<ul style="list-style-type: none"> <li>園部署を南丹署に名称変更した。</li> <li>→ 南丹署の管轄区域を「南丹市、船井郡」とした。</li> </ul>

平成19年 4月1日	上京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>西陣署を上京署に名称変更した。</li> <li>中立売署を廃止した。</li> <li>中立売署、堀川署が管轄していた上京区の地域を上京署の、中立売署が管轄していた中京区の地域を五条署の、西陣署が管轄していた中京区の地域を堀川署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 上京署の管轄区域を「上京区」とした。</p>
	北署	<ul style="list-style-type: none"> <li>上鴨署を北署に名称変更した。</li> <li>中立売署、西陣署、下鴨署が管轄していた北区の地域を北署の、上鴨署が管轄していた左京区の地域を下鴨署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 北署の管轄区域を「北区」とした。</p>
平成24年 4月1日	中京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>中京署を新設した。</li> <li>堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 中京署の管轄区域を「中京区」とした。</p>
	下京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>五条署を下京署に名称変更した。</li> <li>堀川署、七条署を廃止した。</li> <li>堀川署、七条署が管轄していた下京区の地域を下京署の管轄区域とし、堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 下京署の管轄区域を「下京区」とした。</p>

## (2) 交番・駐在所

実施日	警察署	再編の内容
平成19年 4月1日	川端署	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿ヶ谷交番を南禅寺交番へ統合した。</li> </ul>
	上京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒神口交番(旧中立売署)を出町交番(同)へ統合した。</li> </ul>
	堀川署	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙屋川交番(旧西陣署)を佐井交番へ統合した。</li> </ul>
	七条署	<ul style="list-style-type: none"> <li>五条小橋交番を東洞院六条交番へ統合した。</li> </ul>
	伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷交番を砂川交番へ統合した。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>太秦安井交番を花園交番へ統合した。(花園安井交番に名称変更)</li> <li>御室交番を福王子交番へ統合した。</li> </ul>
	南署	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉祥院交番を唐橋交番へ統合した。</li> <li>十条交番を下殿田交番へ統合した。</li> </ul>
	北署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大將軍交番(旧西陣署)を小松原交番(同)へ統合した。</li> </ul>
	城陽署	<ul style="list-style-type: none"> <li>城陽市寺田地域へ寺田交番を新設した。</li> </ul>
	田辺署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大住交番を駐在所に機能転換した。</li> </ul>
	亀岡署	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭駐在所を馬路駐在所へ統合した。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>釈迦堂前交番を嵐山交番へ統合した。(嵯峨嵐山交番に名称変更)</li> </ul>

平成20年 3月17日		・ 山ノ内交番を太秦学区へ移転した。(太秦交番に名称変更)
	宇治署	・ 宇治市六地藏地域へ六地藏交番を新設した。
平成20年 4月1日	南署	・ 西ノ内交番を祥栄学区へ移転した。(祥栄交番に名称変更)
	亀岡署	・ 亀岡市大井町地域へ並河駅前交番を新設した。
平成21年 4月1日	五条署	・ 木屋町地域へ木屋町警備派出所を新設した。
	伏見署	・ 淀南部地域へ淀南交番を新設した。
	八幡署	・ 八幡市美濃山地域へ美濃山交番を新設した。
	南丹署	・ 南丹市園部地域へ園部駅前交番を新設した。
平成22年 4月1日	下鴨署	・ 静市交番を駐在型交番に機能転換した。
	木津署	・ 木津川市(旧木津町南部地域)へ木津南交番を新設した。
	京丹後署	・ 京丹後市峰山地域に峰山交番を新設し、新治駐在所、荒山駐在所を同交番へ統合した。
平成23年 4月1日	宇治署	・ 宇治市広野町地域へ広野交番を新設した。
	木津署	・ 狛田駐在所を祝園交番へ統合した。
平成23年 7月1日	山科署	・ 山科区西部地域へ百々交番を新設した。
平成24年 4月1日	中京署	・ 中京区南西地域へ御前松原交番を新設した。
	下京署	・ 島原交番(旧七条署)を中堂寺交番(下京署)へ統合した。
	伏見署	・ 横大路地域へ横大路交番を新設した。
平成25年 4月30日	八幡署	・ 八幡市八幡地域へ八幡市駅前交番を新設した。
平成26年 4月1日	向日町署	・ 羽東師地域へ羽東師交番を新設した。 ・ 円明寺交番を長岡京市南部地域へ移転した。(西山天王山交番に名称変更)
平成27年 4月1日	西京署	・ 西京区桂西部地域へ桂西口交番を新設した。
平成30年 4月1日	東山署	・ 大和大路交番を警備派出所に機能転換し、祇園交番を大型化した。
平成31年 3月1日	伏見署	・ 下板橋交番を住吉学区へ移転した。(住吉交番に名称変更)

## 2 今後の再編整備

### (1) 警察署

実施日	警察署	再編の内容
令和4年度以降	左京署 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下鴨署を左京署に名称変更する。</li> <li>川端署を廃止する。</li> <li>川端署が管轄する左京区の地域を左京署の管轄区域とする。 → 左京署の管轄区域を「左京区」とする。</li> </ul>
	山科署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山科署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 山科署の管轄区域を「山科区」とする。</li> </ul>
	伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山科署、向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 伏見署の管轄区域を「伏見区」とする。</li> </ul>
	向日町署	<ul style="list-style-type: none"> <li>向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 向日町署の管轄区域を「向日市、長岡京市、乙訓郡」とする。</li> </ul>

### (2) 交番・駐在所

※ 実施時期：警察署等の再編整備実施計画を踏まえて、段階的に実施

警察署	再編の内容
北 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>柘野交番を移転し、駐在型交番に機能転換する。</li> </ul>
左京署 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>叡山口駐在所（現下鴨署）を上高野交番（同）へ統合する。</li> </ul>
下京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>元両替町交番を下京区北中部地域へ移転する。</li> </ul>
右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>春日交番を西大路四条交番へ統合する。</li> </ul>
伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏見区東部地域へ大型交番を新設する。</li> </ul>
向日町署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山崎交番を移転する。</li> </ul>
宇治署	<ul style="list-style-type: none"> <li>久御山町北東部へ交番を新設する。</li> </ul>
木津署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山城町北部地域（現木津川市）へ駐在所を新設する。</li> </ul>